

高松家庭裁判所委員会（第12回）議事概要

1 日時

平成21年12月17日（木）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

高松家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

泉川誉夫，川田行雄，玉置俊二，豊永多門，中川弘之，樋口清子，松本タミ，真鍋一美，宮崎浩二，吉波佳希

(2) 事務担当者

林首席家庭裁判所調査官，藤澤次席家庭裁判所調査官，森主任家庭裁判所調査官，福井首席書記官，香川訟廷管理官，高田事務局長，小西総務課長，矢野総務課課長補佐

4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

(1) 高松家庭裁判所長あいさつ

(2) 本日のテーマ「子の福祉について」に関する協議

ア 子の福祉に関連する事件の内容等について，福井首席書記官が次のとおり説明した。

【説明の概要】

子どもに関する家事調停事件としては，子の監護者について話し合う手続，離婚後の養育費について話し合う手続，離婚後の子どもとの面会交流について話し合う手続，親権者でない親が子どもを連れ去った場合など，親権者に対する子どもの引渡しについて話し合う手続，離婚後に親権者の変更について話し合う手続がある。これらの調停事件は，話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には審判手続に移行し，家事審判官が一切の事情を考慮して，審判をすることになる。

子どもに関する家事審判事件としては，先に説明した調停が不成立になった場合に審判手続に移行する事件の他に，未成年後見人を選任するための手続，保護者から虐待を受けている子どもの安全を図る，いわゆる「児童福祉法28条事件」がある。

平成21年1月1日から11月26日現在で，当庁が受理した児童福祉法28条事件は6件である。家庭裁判所は，調停や審判をする過程で行政機関と連絡を取り合うことは比較的少ないが，当庁の場合，子どもに対する虐待のおそれがあるような場合は，児童相談所と連携を図って事前に情報を入手する等して，適正に処理することを心掛けている。

子どもの引渡しに関する事件では，子どもを無理矢理連れて行かれたので，無断で連れ戻してもよいかとの相談を受けることがある。返答に苦慮する事案であるが，紛争解決の手続案内をすると，大部分の人が直ちに申立てをする。同期間内の子どもの引渡しの申立て件数は3件で，うち審判前の保全処

分が1件あった。また、子の監護者の指定の申立は2件あり、いずれも審判前の保全処分があった。

同期間内の子どもとの面会交流についての申立て件数は39件である。申立人は、親権者でない側の親が主であるが、中には親権者である親から、後々の紛争を防ぐため家庭裁判所を利用して調停調書を残しておきたいとの思いから、申立てされることがある。また、親権を持っていない側の祖父母から、孫との面会交流について申立てされることがあるが、この場合は乙類事件としてではなく、一般調停事件として受理している。

未成年後見人選任事件では、申立て当時は後見人などの候補者である祖父母も元気であるが、そのうち未成年者が反抗期に入ったり、仕事をしなくなったりしたときには大変苦勞されるようである。中には、未成年者が非行に走って、対応に困っているという後見人もいる。未成年後見人選任事件の理想的な終わり方で今も記憶している事件は、未成年者が20歳になった最終報告の際に、後見人である祖母が、被後見人であった孫から、「これからは僕が祖母ちゃんや祖父ちゃんを大事にするから、長生きしてよ。」と礼を言われ感動していたことである。

イ 保護者から虐待を受けている子どもの安全を図る、児童福祉法28条事件について、藤澤次席家庭裁判所調査官が次のとおり補足説明をした。

【説明の概要】

保護者から虐待を受けている子どもの安全を図るため、保護者の意思に反してでも子どもを保護者から引き離さなければならない場合がある。このような場合、児童相談所長は、子どもを児童福祉施設に入所させたり、里親に委託するなどの措置を採るためには家庭裁判所の承認を求めなければならないことになっており、この承認を求める事件を、児童福祉法28条事件という。

全国的に事件数は少なく、平成20年は全国で197件の申立てがあり、大多数の事件が申立てを認容した。対象となる子どもの男女比は、男子54.4パーセント、女子45.6パーセントで多少男子が多いが、子どもの年齢が上がるに従って女子の割合が増えて、中学生、高校生になると男女比が逆転する傾向にある。年齢的に一番多いのは小学生で全体の44.3パーセントを占める。子どもを虐待している者は、実父が47.5パーセント、実母が44.3パーセントと実父母が90パーセント以上あり、養父、継父、内縁の夫等が虐待しているケースは僅かである。虐待の種類としては身体的虐待が一番多く、虐待の態様の合計数が239ある中の108を占める。次に多いのはネグレクトで74、心理的虐待は48、性的虐待は10である。申立ての終局結果を見ると、認容91.8パーセント、取下6.3パーセント、却下1.9パーセントである。取下になる事案は、家庭裁判所が保護者を調査している過程で、保護者が子どもの施設収容に同意する場合である。審理期間を見ると、2か月以内24.7パーセント、3か月以内56.3パーセントで時間を要している印象を受けるが、これは早い段階で子どもの一時保

護ができているケースが多いことによる。子どもを施設に収容できる期間は2年を超えることはできない。この間に親子関係の改善に努めるのであるが、それでも改善が見られないときは、児童相談所長は、施設収容を継続することを家庭裁判所に申立てることになる。平成20年はこの申立てが114件あり、認容105件、取下9件となっている。

- ウ DVD「子どものある夫婦が離れて暮らすときに考えなければならないこと」上映
- エ 面接交渉について、藤澤次席家庭裁判所調査官が次のとおり補足説明をした。

【説明の概要】

面接交渉は、子どもの幸せを第一に考えて行うもので、子どもは、なぜ片方の親と会えなくなったのか分からず、捨てられたのではないかと悩んだり、自分のせいで両親が別れてしまったと思いこんだりする。そうした子どもの不安や誤解を解くためにも面接交渉のあり方を説明して、離婚することが決まった当事者に、離婚後の面接交渉を上手く進める一例として、今上映したDVDを見てもらっている。DVDの内容は離婚する当事者にとっては理想的な内容で、現実はこちらは進まない。調停を申立てた段階で相手方に不信感を持っていて、親権を持たない親に子どもを会わせなければならないことは理解していても、面接交渉中に相手の悪口を子どもに言ったり、過剰なサービスをして子どもの気を引かないかと心配する。また、子どもにとっては、両親が離婚しても親であることに変わりはないから、双方の親に良い顔を見せようとする。子どもが親権のない親に対して「僕は〇〇と一緒に暮らしたい。」と言ったりするとその言葉を真に受けて、子どもを帰らせる時間になっても返さずルールを破って、結果、今後は子どもに会わせないなど、関係が悪化することになる。当庁では、DVDの他に子どもと離れて暮らす親、子どもと一緒に暮らす親の双方が、面接交渉をスムーズに行い長続きさせるためのポイントを示したリーフレット「面接交渉のしおり」を作成して、面接交渉のあり方を理解してもらうための一助としている。

【概要説明に対する質疑応答】

質問事項なし

- オ 意見交換

- 本日のテーマである「子の福祉について」の中の、児童の福祉施設収容承認事件や児童虐待について、実務を担当されている委員から県下の現状等について紹介いただきたい。
- 児童虐待対応件数は昨年（平成20年）489件、本年度（平成21年）は500件を超えると思われる。平成9年は約50件で、県下の児童虐待対応件数は約10年間で10倍に増えている。児童虐待の防止等に関する法律が平成12年に制定され、約4年毎に見直しがされて、平成16年及び平成19年に法律改正が行われている。県下では平成9年に児童が死亡する重篤な事件が発生して、それまでは「折檻死」と言われていたものが、

初めて新聞報道で「児童虐待死」との言葉が使われた。平成11年から平成12年、平成15年に連続して非常に重篤な事件が発生した。通告総数は高松市が最も多いが、非常に重篤な事件の発生は香川県で中西讃と言われる地域に集中している。これは、当時の母親の60パーセントが甥や姪などの子育てに接した経験がないまま、子どもが生まれて初めて子育てを経験することになって、実家から離れて、近隣との関係が希薄な地域に定住して、育児について相談する友人もなく、育児に疲れ追いつめられた状況になり、児童虐待につながった可能性がある。香川県は、平成12年の児童虐待の防止等に関する法律制定後、平成13年から地域子育て支援センターを設立して、子育て親子の交流、子育てに関する相談や育児の情報提供など子育てを支援する活動を行っている。これらの活動が地域に定着した結果、現在は重篤な事件の発生が特定の地域に集中するといった傾向は見られない。もっとも、これら子育てを支援する活動を行っているにもかかわらず、年間30～50件の施設収容がある。ただし、これら施設収容をしていることが、重篤な事件の発生を防いでいると思われる。ほとんどのケースは子どもの施設収容について保護者の同意が得られるが、年間数件は保護者の同意が得られず、児童福祉法28条に基づき家庭裁判所に承認を求める申立てをしている。虐待の種類としては従前から身体的虐待が一番多いが、最近の傾向としてはネグレクトが増えている。児童虐待の早期発見、防止には、地域や学校の支援がかかせない状況になっている。家庭裁判所に関連することとしては、平成19年の児童虐待の防止等に関する法律の改正により、家庭の中で閉じこもっているケースに対して、裁判所の許可を得て臨検捜索を行えることになり、対象となる家庭に踏み込んで児童を保護することが可能となった。児童福祉法28条に基づき、子どもを施設に収容できる期間は2年間で、この期間を目標として親子関係を改善して子どもを引き渡せるよう働きかけているが、現実には困難な状況にある。全国の児童相談所は「児童虐待死死亡ゼロ」を目指しており、当県は、平成18年のネグレクトによる児童死亡事件以後、死亡事案は発生しておらず、今後もこの状態を維持できるよう努力していきたい。

- 今、紹介いただいた児童の福祉施設収容承認事件や児童虐待について、例えば、「しつけと虐待の境界」についてどう思われるか等、疑問があれば伺いたい。
- 基本的に、子どもが怪我をしていると虐待と捉えて職権保護の姿勢で、親と子の対応の仕方について話し合いをする。親のしつけの仕方の問題として話し合いをすると、親は自分たちの育て方に対して問題意識すら持っておらず、話が進展しない。まずは子どもを保護して、現在の子に対する接し方は法的に問題があって、場合によっては刑事事件になることから説明していかないと、分かってもらえない。
- 保育所の職員から、子どもが怪我をしているとき、怪我の原因を子どもに聞いても要領を得ず、親から聞こうとすると虐待を疑って詰問している

と捉えられるおそれがある。対応に苦慮していると聞いている。

- 子どもの怪我を見過ごして放置したら、改善は見られない。明らかに虐待が疑われ、保護者と対立関係になるケースは初めから児童相談所が対応することになる。事情を聞くことで保護者との関係が悪くなることを心配して、放置してはいけない。学校もそうだが、毎日子どもにかかわっている人が子どもの怪我に疑問が生じたら、保護者に事情を聞いてもらう、現場からスタートして行くことが基本である。
- 児童虐待に何か共通性はあるのか。
- 虐待をした保護者の多くは、自身も子どものころに親の暴力を受けたケースは多い。また、暴力は受けていないが、親から愛情を受けて育てられたと感じておらず、子どもに対する接し方が分からないと言う保護者もいる。
- 専門的なことは分からないが、核家族化が進んで若い両親が、子育ての経験のある親族と同居せずいきなり子育てに入る。それら若い親の多くは、子どもはすぐ大きくなって2～3歳の可愛い盛りになると思っている。乳飲み子の頃はいくらあやしても泣きやまない期間があって、その苦労を乗り越えて子どもに対する愛情が深くなるのに、それが分かっていない。かつては親族がしていた若い親への助けを、今まで以上に行政がきめ細かな支援をする必要がある。
- 現在は、学校教育の場で子育てを体験させるメニューが必要だと思っている。
 - 多くの意見をいただいたが、次は「面接交渉の在り方」について意見交換をお願いします。

近年、両親の別居や離婚により、片親家庭となる子どもが増えている。しかし、子どもと離れて暮らす親が子どもと暮らす親と連絡を取り、定期的に子どもに会うことによって、子どもの成長を見守り、必要に応じてその援助をすることは、子どもにとっても非常に有益なことであり、非監護親が自分の子どもに会うことを、面接交渉又は面会交流と呼び、最近では、別居や離婚に際して、面接交渉を取り決めるケースが増えている。面接交渉のあり方、例えば、面接の回数は月に何回が相当か、面接交渉の際に子どもを泊まらせる泊付きの是非、監護親の再婚後の面接交渉等について、意見を伺いたい。
 - 先日、会議の資料を見たとき「面接交渉」との表記は、不適切ではないかと感じた。交渉というと、相手となる関係者は誰か、交渉の争点は何かといったことを思い浮かべてしまう。「面会交流」との表記が実態に合っている。今、面接の回数とか泊付きなどについて意見を求められたが、裁判所にはこれらについてベースとなる基準はあるのか。
 - 基準はない。ただ、調停で当事者双方が話し合っ折り返いの付いた面接の回数を統計的に見ると、月1回程度のパターンが圧倒的に多い。調停の当初は、面接を求める親は毎週とか2週間に1回会いたいと言い、相手

方は子どもには絶対に会わせたくないと強く言うケースもあるが、話し合いを重ねる内に月1回程度に落ち着いてくる。

- 西洋とかアメリカでは面会交流は自然なことで、映画の中で子どもが「今日はお父さんと会う日」と言う場面を見かける。善し悪しは別にして、子どもとの面会の回数は多い。ところが日本の場合は、非監護親が子どもに会うことで、子どもの心や片親家庭の安定が崩れるという消極的な考え方がある。また、監護親が再婚して、再婚相手が連れ子と養子縁組したケースでは、面会交流によって新たに築いた家庭を乱さないでほしいとの考えもある。
- 親が離婚しても親子関係が切れるわけではない。子どもの意思を尊重すべきではないか。
- 子どもの成長の過程には、親が離婚しても別れた親と子どもの交流が必要であることを理解している親には有効だが、調停で監護親の多くは、できることなら離婚した相手と子どもを会わせたくないと思っている。婚姻中に暴力を振るわれた、あるいは離婚時に揉めたケースでは、絶対に子どもに会わせないと言う親もいる。子どもの意思を尊重するのであれば、年齢を何歳位からにするのか検討する必要がある。
- 調停で、子どもの取り合いをしている親であっても、冷静に子どもの成長を考えれば、双方の親と関わっていく必要があることは認識していると思う。日本は、婚姻中は共同親権であるが離婚すると一方の親が親権者となって、親権を持つ親はそれを金科玉条の如く振り回して、離婚した相手と子どもとの面会交流に介入しようとする。親権を持たない親が子どもに会いたいと願うのは、人として当然の感情である。子どもと親の関わりは、発達段階でどちらの親との関わりをより必要とするか変わってくる。そうすると、面会交流の回数を決めることが良いのかどうか疑問であるが、現実には、裁判所が調停で感情的に対立する当事者を、話し合いで折り合いを付けると、月1回程度の面会交流に落ち着くことは分かる。面会交流の相談を受けたときは、子どもは成長の過程で父母に関わって行く割合は変わって行くから、監護する親には、感情に流されず子どもの健全な成長のために面会交流が必要であることを理解してもらい、離婚した相手と子どもを会わせたくないと思う自分の気持ちを、整理してもらおうよう説明している。
- 子どもは成長の過程の時期を問わず、双方の親に関わって行くことは必要で、子どもに上手に接してくれるなら必ずプラスになる。子どもが一方の親から見捨てられたと思わないような環境、いつも自分の事を見守ってくれていると思える状況を作ることが必要で、子どもが親と会うことにストレスがかからない事が必要である。できることなら離婚した相手と子どもを会わせたくないと思っている親も、調停の回数を重ねるうちに、今の状況では一度も会わせないことは通らないから、不承不承、面会交流に応じるがそういう親は子どもに別れた親の悪口を言って、それが子どもには

ストレスになったりする。面接の回数を統計的に見ると月1回程度が多く、泊付きを認めることは少ないが、今の日本で常識的な面接の回数ほどの程度と思われるか御意見を伺い、今後の参考とさせていただきたい。

- 自分が子どもに会う立場なら月2回位は会いたいと思うし、子どもが小さいなら、子どもに忘れられないように毎週でも会いたいと思う。子どもが判断力の付く年齢になったら、回数にこだわらず子どもの意思を尊重すればよい。
- 子どもの年齢、面会交流をする親の性別、生活環境によってケースバイケースで、何回が正解とは言えない。
- ケースバイケースであると思うが、泊付きが少ないのが意外な気がする。休みが続く時などは泊付きを認めてもよいと思うが、そのまま子どもが居着いてしまう、あるいは帰りがらなくなることを心配する親が多いのだろうか。
- 子どもを送って行く時間等のルールが守られて、面会交流が約束どおり行われるなら泊付きに特に問題はない。香川県の場合、離婚した片方の親が単身で暮らしている事は割合に少なく、父母と同居している、又は父母が近くに住んでいる場合が多い。そうすると、泊付きの場合、別れた配偶者側の祖父母と子どもが会うことを嫌って、泊付きに消極な親は多い。
- 長期間面会交流を続けて、子どもが高校生になって自転車で移動できるようになると、子どもの判断で自由に会いに行き、親も子どもに一々詮索したりしないケースを知っている。当事者間に暗黙のルールが出来て、面会交流が上手く活かされているのだろう。子どもの年齢面で難しい年頃は、思春期の中学生だろうか。高校生になると落ち着いてくる。
- 再婚後の面会交流は、調停が成立したときに将来に備えて決めておくのか。それとも、現実に再婚したときに改めて決めるのか。
- 基本的には、父又は母が再婚しても子どもとの面会交流の関係は変わらない。ただ、再婚した親が新たな家庭を築くことになったから、面会交流の中止を求める調停を申し立てることはある。
- 監護している親が、子連れで何とか再婚することが出来た。幸いにも再婚相手と子どもの関係が良好で、事案によっては再婚相手と子が養子縁組までしており、やっと平和な家庭を持つことができたのだから、今後は元の親に会わせたくないとの理由で、面会交流を拒むことはどれだけ納得できるのか、素朴な御意見を伺いたい。
- 基本的には、子どもが実の親に会いたいとの気持ちがあるなら、面会交流を続けるべきだと思う。
- 引き続き面会交流を続けると、例えば、先ほども話題になったが別れた配偶者側の祖父母が子の離婚相手、言い換えれば孫の親が再婚したことを知って、感情的になったりする。また、あまりに親密な面会交流が続くと、新たな家庭にヒビが入ったりする。個人的には、面会交流を継続することに消極である。

- 当事者の考えと、子どもの考えは異なるかもしれない。その場合に大人の考えを重視して良いものかどうか。人為的な面会交流ではなくもっと自然に、子どもと親が会う方法を確保しておくのが良いと思ったり、気持ちが揺れて結論を出せない。
 - 「生みの親より育ての親」と言ったり「親子の関係は切れない」とも言う。
 - 結論を出すことの難しいテーマに、多数の貴重な意見をいただいた。外に意見はありませんか。
 - （意見なし）
 - 以上で、本日の意見交換会を終了する。長時間どうもご苦勞様でした。
- (3) 次回期日のテーマ
次回委員会における意見交換テーマは、「少年事件における保護的措置について」とした。
- (4) 次回期日
平成22年6月17日（木）午後1時30分から開催することとした。